

「ゼブラ・ストップ活動」とは

- 横断歩道上における歩行者の優先義務を運転者に徹底し、横断歩道者の保護等を強化することを目的に実施している活動です。

- ①「ゼ」 → 「前方」をよく見て運転、横断歩道に十分注意
- ②「ブ」 → 横断歩道の手前では「ブレーキ」操作で安全確認
- ③「ラ」 → 横断歩道でも3(サン)・「ライト」で交通事故防止
- ④「ストップ」 → 横断歩道手前で確実な「ストップ」、交通事故を「ストップ」



「ゼブラ・ストップ活動
イメージキャラクター

- 運転者の皆さんには、横断歩道を横断している（しようとしている）歩行者がいないか、手前から十分減速してよく確認しましょう。

横断歩道を横断している（しようとしている）歩行者がいる場合、車両は横断歩道の手前で一時停止をして、その歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。

「ハンドルキーパー運動」とは

- グループが自動車で飲食店などに行き飲酒をする時に、飲酒をしない他の仲間を自宅や駅まで送ることを言います。

お酒を飲んだ時は必ず「ハンドルキーパー」や運転代行などを活用して飲酒運転を根絶しましょう。



あなたとみんなの命を守る「ちばサイクルルール」

【自転車に乗る前のルール】

- ①自転車保険に入ろう
- ②点検整備をしよう
- ③反射器材を付けよう
- ④ヘルメットをかぶろう
- ⑤飲酒運転はやめよう

【自転車に乗るときのルール】

- ①車道の左側を走ろう
- ②歩いている人を優先しよう
- ③ながら運転はやめよう
- ④交差点では安全確認しよう
- ⑤夕方からライトをつけよう

★ 交通安全啓発動画等の御紹介（各種教養や啓発活動に御活用ください。）★



令和4年 秋の全国交通安全運動千葉県実施要綱

運動名



令和4年 秋の全国交通安全運動

期間

9月21日（水）から9月30日（金）までの10日間

※ 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（金）

目的

秋口は、日没時間の急激な早まりとともに、夕暮れ時や夜間ににおける重大交通事故の発生が心配されます。

そこで、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施します。

スローガン

～知らせ合う 早めのライトと 反射材～

運動重点

- 1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 2 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
- 3 自転車の交通ルール遵守の徹底



※ 交通安全啓発は、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底して行いましょう。

【主唱 千葉県交通安全対策推進委員会】

運動重难点

1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

【推進事項】

(1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底



- ・歩道通行」「横断歩道を渡る」「信号を守る」など、交通関係法令を守りましょう。
- ・横断歩道を横断する時は「手上げ」や「アイコンタクト」などで横断する意思を運転者に伝えるとともに、相手が止まったことを確認してから安全に横断しましょう。
- ・子供たちが正しい交通ルールやマナーを身に付けることができるよう、大人自身が率先してこれらを守る姿を示しましょう。
- ・高齢者の皆さんには、加齢に伴う身体機能の変化を正しく理解して、無理のない交通行動を心掛けましょう。
- ・夕方や夜間は、反射材を着用するなど運転者から見えやすい服装を心掛けましょう。

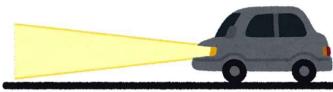
(2) 歩行中の子供と高齢者の安全の確保

- ・通学路での見守り活動や、生活道路における危険箇所の点検確認など、歩行者の安全を守るためにの取組を推進しましょう。

2 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶

【推進事項】

(1) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止



- ・夕暮れ時は、車や自転車などの前照灯を早めに点灯しましょう。
- ・夜間、対向車や先行者がいない状況では、ハイビームを有効に活用しましょう。

(2) 運転者の歩行者等への保護意識の向上

- ・運転者は、横断歩道を「横断する歩行者」や「横断しようとする歩行者」がいるときは、横断歩道の直前で一時停止して、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。
- ・信号無視、ながらスマホ、速度超過などは、重大事故に直結する危険な行為です。自分を過信せず、交通ルールを守って、「周りに優しい運転」を心掛けましょう。

(3) 飲酒運転、妨害運転等の根絶

- ・飲酒運転や飲酒運転を助長する行為（「車両提供」「酒類提供」「同乗」）のほか、妨害運転などの悪質危険な運転は絶対にやめましょう。
- ・「ハンドルキーパー運動」や、事業所におけるアルコールチェックなどを通じて、飲酒運転を許さない社会環境の醸成に取り組みましょう。

(4) 二輪車運転者等に対する広報啓発

- ・二輪車、電動キックボード等の特性の周知や、安全利用等についての広報啓発に取り組みましょう。

3 自転車の交通ルール遵守の徹底

【推進事項】

(1) 自転車の交通ルール遵守と交通マナー実践の徹底



・自転車は「車の仲間」です。

「飲酒運転は禁止」「信号や一時停止を守る」「原則として車道通行」「車道は左側通行」など、交通関係法令や「ちばサイクルルール」を守りましょう。

(2) 自転車利用者等の安全確保

- ・全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発を推進しましょう。
※令和4年4月27日（改正道路交通法の公布日）から1年以内に施行
- ・幼児用座席に幼児を乗車させる時は、その幼児がヘルメットとシートベルトを正しく着けているか、保護者の方が必ず確認しましょう。
- ・千葉県では、千葉県自転車条例の一部改正により、令和4年7月1日から自転車損害賠償保険等への加入が義務化されました。
万が一の交通事故に備えて必ず加入しましょう。

（過去の事例では、小学生の運転する自転車が歩行者に衝突し、約9,500万円もの損害賠償を命じられた交通事故もありました。）

～高齢運転者の皆さん～

「はればれ運転」で交通事故を防ぎましょう。

- 「はればれ運転」とは、「危険を避けるため、運転する時と場所を選択し、運転能力が発揮できるよう心身及び環境を整え、加齢に伴う運転技能の低下を補うような運転方法を探ること」をいいます。

【具体例】

- ・視界が悪い雨の日の運転は控える。
- ・体調が悪い時は運転を控えてタクシーなどを利用する。
- ・長距離運転はやめて近所の運転に努める。
- ・夜など暗い時間は運転を控える。

シートベルト・チャイルドシートを正しく使用しましょう。

- シートベルトやチャイルドシートは、フロントガラスへの衝突や車外放出を防止するなど、交通事故発生時の被害を大幅に軽減してくれる安全装置です。

自分でなく、家族や知人など大切な人の命を守るためにも、全ての座席で正しく使用しましょう。